

東京都の公園使用不許可処分と、これを追認した 東京地裁および東京高裁の決定に抗議する決議

1 首都圏反原発連合(反原連)が、「11.11 反原発 1000000 人大占拠」のデモ出発地点として日比谷公園の一時使用許可を東京都に求めたところ、東京都は、2012年10月31日、この申請に対し不許可決定を下した。これを受けて、反原連は、東京地裁に使用許可を義務づける決定を求めたが、東京地裁は、同年11月2日、反原連の申立を却下し、同月5日には、東京高裁もこれを追認した。

裁判所の不許可決定の理由は、1万人のデモ隊が公園に入りきれないおそれがあることや、反原連がデモを統率仕切れない可能性があるということである。しかし、反原連がこれまで首相官邸前でデモを整然と統率してきたこと、デモの出発点に過ぎないので長時間多くの人が滞留するわけではないということを見逃したものであり不当である。そもそも、公共物である公園は広く表現の場として活用されるべきであるところ(パブリックフォーラム論)、東京地裁および東京高裁の決定は「デモの自由」の価値を不当に軽視したものであるとして強く批判されなければならない。

東京都の公園使用不許可処分と、これを追認した東京地裁および東京高裁の決定により、本件デモは中止を余儀なくされた。これは、民主主義社会における言論の自由(憲法21条)およびその発露としての「デモの自由」の価値を不当に軽視した事態であり、看過することはできない。

2 民主主義社会においては、国民の声は、デモを含め様々な回路により国政に反映されることが予定されているのであって、憲法が言論の自由を保障した意味もそこにある。また、原発政策は多くの国民の生命・身体の安全に関わる事項であるから、とりわけ多くの国民の声があらゆる回路を通じて国政に反映されなければならない。したがって、本件のようなデモの実施にあたっては、民主主義社会の不可欠の前提をなすものとして、最大限尊重され敬意が払われるべきであり、公権力による規制は必要最小限度とされるべきである。

それにもかかわらず、これまで日比谷公園のデモ出発地点としての利用を自由に認めてきた東京都は、同公園で同日同時刻に別のイベントが開催されることを挙げ、「公園管理上の支障」を理由に本件デモ申請を不許可にした。しかし、集会やイベントは公園の東南側で開催されるものであって、デモ出発地点である霞門付近とは別の場所であり、不許可の理由とはなりえない。東京都の処分は「地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とする地方自治法244条に明白に違反する。

3 今日、反原発を訴えるデモは全国各地で行なわれており、そのデモへの参加者は組織動員によらず、ソーシャルネットワークを通じて自由に集まった市民が中心である。東京都のような恣意的な判断が繰り返され、また参加者の人数把握が困難であるからとして不許可処分を追認する裁判所の判断が広がるようなことがあれば、こうした新しい市民運動が封殺されてしまい、民主主義に対する悪影響は計り知れない。

4 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、東京都の公園使用不許可処分と、これを追認した東京地裁及び東京高裁の決定に抗議するとともに、東京都に対し、改めてデモの自由を確保するよう、強く求めるものである。

2012年12月7日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第3回常任委員会